

農協について

令和 8 年 1 月
農林水産省

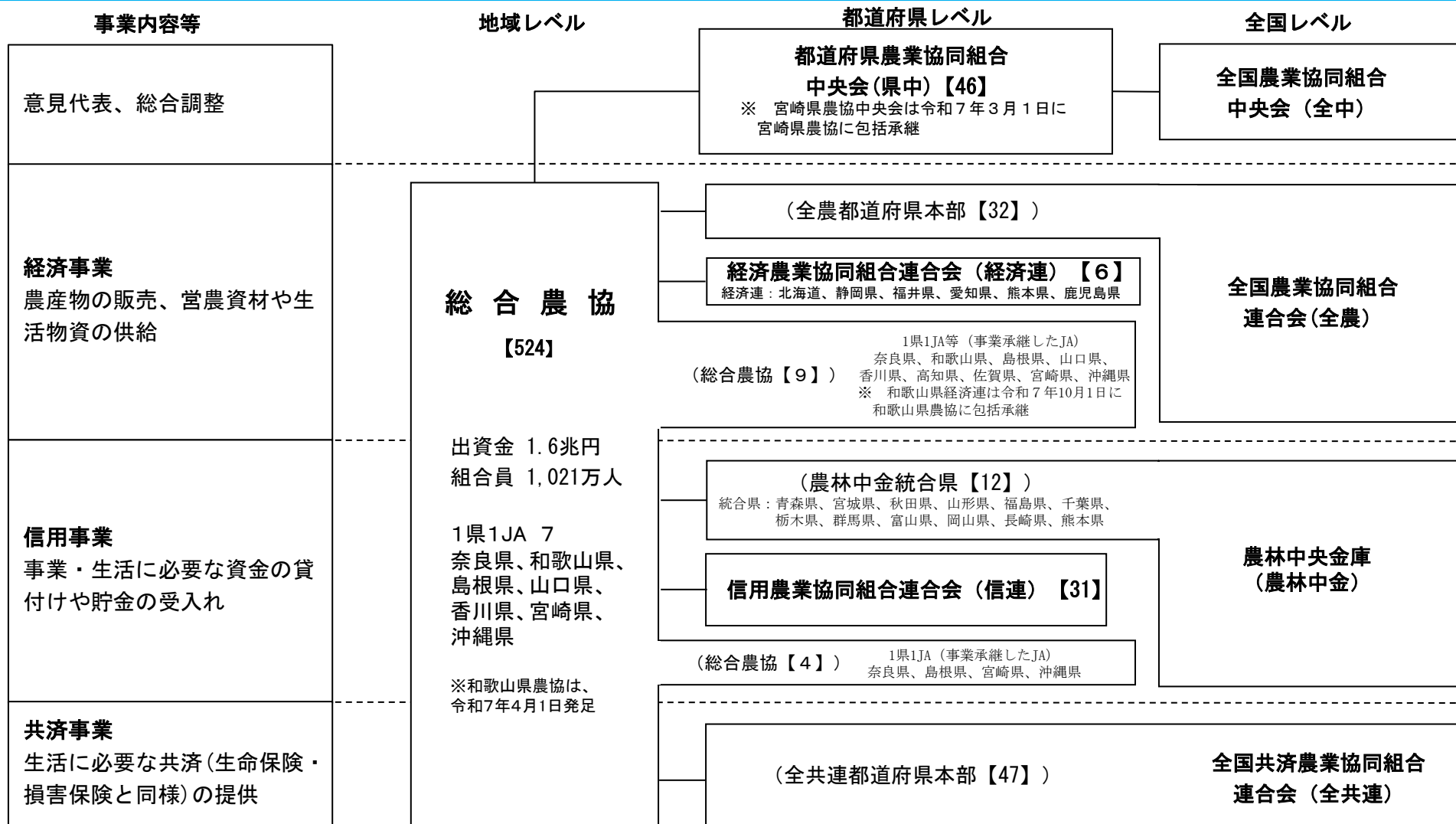
目次

農協の性格	1
農協の組織	2
農協数の推移	3
農協の組合員数	4
組合員の年齢構成	5
農協の職員数の推移	6
農協の事業	
・ 農畜産物販売事業	7
・ 生産資材購買事業	8
・ 利用事業、加工事業、農業経営事業	9
・ 生活物資購買事業、老人の福祉の事業、その他生活関連事業	10
・ 信用事業	11
・ 共済事業	12
独禁法の農協への適用除外について	13
地区重複農協の設立について	14
農協の部門別損益等について	15
JA信用事業の平均的な姿と今後の見込み(可能性)	16
農協改革の経緯	17
農協法改正の全体像	18
農協改革のスケジュール	19
自己改革実践サイクルの構築	20
(参考資料)	
農協・連合会に対して独禁法の法的措置及び警告等が行われた事案	23
<平成26年6月>農協・農業委員会等に関する改革の推進について (与党とりまとめ)	24

農協の性格

	農業協同組合	株式会社
法人格付与の根拠法	農業協同組合法	会社法
法人の性格	<p>一定の資格要件を満たす組合員の自主的な相互扶助組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1組合員1票 ・加入脱退の自由(脱退時は出資金払戻) ・剰余金の配分は、利用高配当を基本 <p>〔 出資配当は一定率以内に制限。 これが「非営利」ということの意味 〕</p>	<p>株主の出資により設立する組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1株1票を基本 (ただし、無議決権株式など多様な運営が可能) ・脱退は株式譲渡を基本 (ただし、譲渡制限をすることも可能) ・剰余金の配分は、出資配当 (ただし、優先株式など差をつけることも可能)
法人の事業の利用者	組合員が利用することが基本 (このため員外利用規制あり)	限定なし
法人税率	19.0%	23.2%
法人の事業の範囲	農協法に定める事業(組合員が利用する事業)の範囲で定款で定める	定款で定めれば自由 (ただし、金融、保険については種々の制限あり)
独禁法の適用	共同行為は適用除外 (不公正な取引方法は適用)	全面適用

農協の組織



注1：総合農協数は、農林水産省「農業協同組合等現在数統計」（令和6年度末現在）

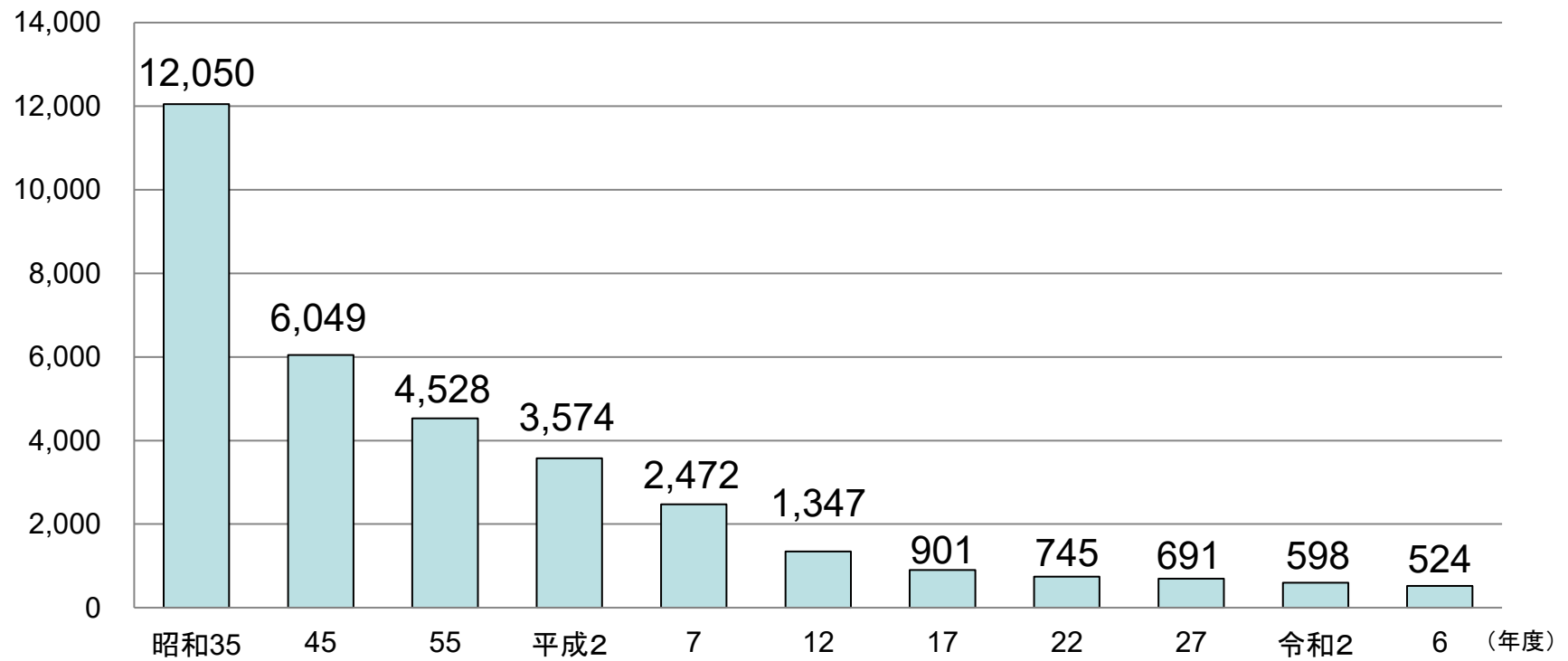
注2：組合員数、出資金額は農林水産省「総合農協統計表」（令和5事業年度）

※ 農協には、上記の総合農協とは別に、専門農協(信用事業を行わず、畜産、酪農、園芸といった特定の生産物の販売・購買事業のみを行う農協)がある(508農協数)。組合員数は110千人(正:87千人、准:23千人)。

注:農林水産省「専門農協統計表」(令和5事業年度)

農協数の推移

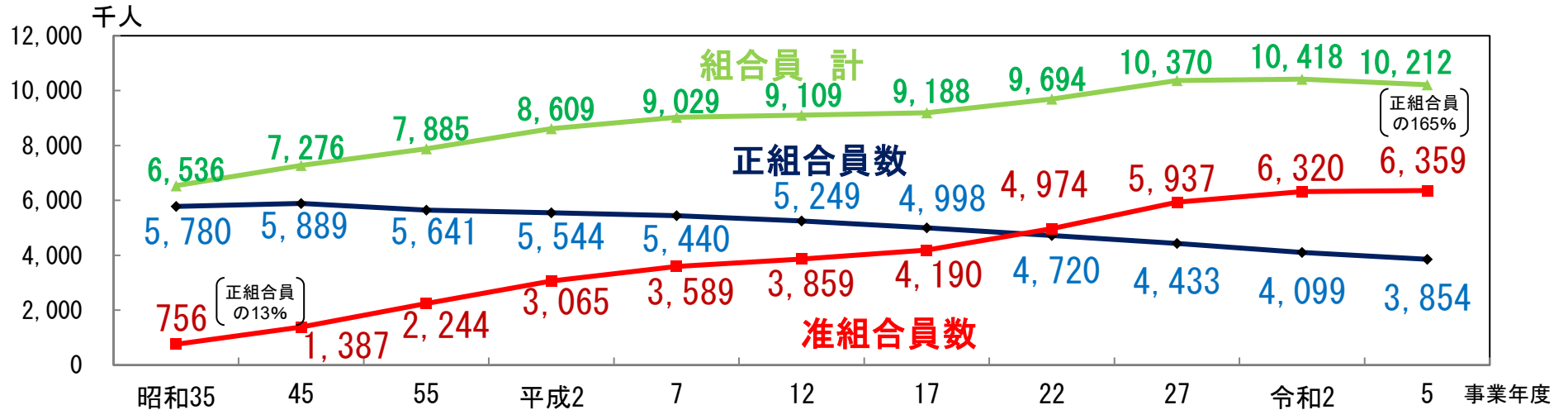
- 農協系統においては、経営基盤の強化等を図るため、農協の合併を進めてきており、昭和63年の全国農協大会では1,000農協構想が掲げられた。
- 令和6年度末の農協数は、524農協で、複数の市町村を区域とする広域合併が相当程度進展している。



注：総合農協数は、農林水産省「農業協同組合等現在数統計」

農協の組合員数

- 農協の組合員数は、准組合員が正組合員を上回っている状況。
(准組合員には議決権がなく、農協の事業運営は正組合員である農業者の意思決定により行われている。)
- 一方で、正組合員は大規模な担い手農業者と小規模な兼業農家に階層分化。



資料:農林水産省「総合農協統計表」

【正組合員】

- ・ 農業者(当該農協の地区内に住所等を有する農民(自ら農業を営み、又は農業に従事する個人)又は農業を営む法人)

【准組合員】 昭和22年(農協法制定時)から措置

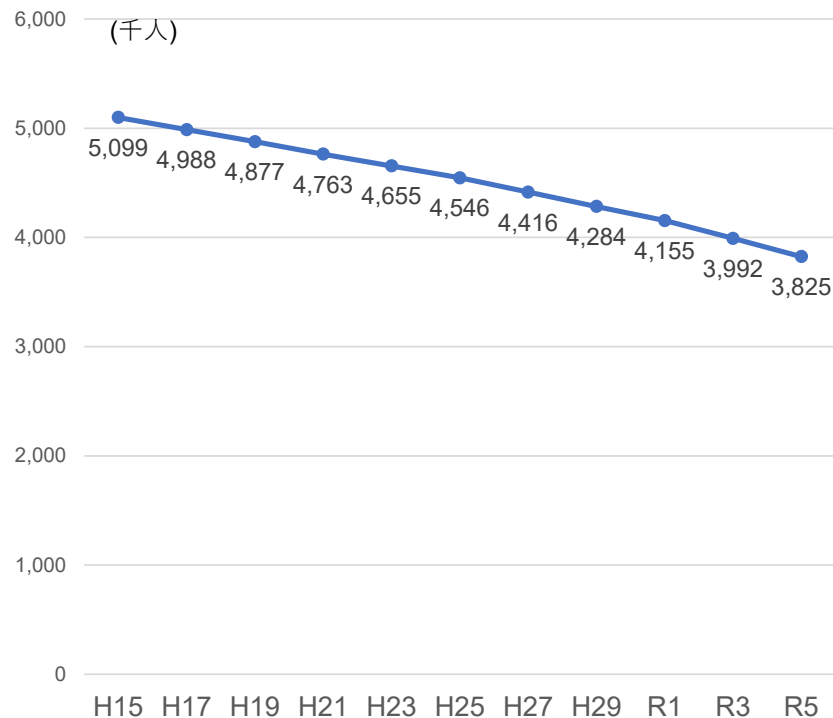
- ・ 当該農協の地区内に住所を有する個人
- ・ 当該農協からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であって、当該農協の施設を利用することを相当とするもの など

※ 具体的な組合員資格は、上記の者の範囲で定款において定められ、一般的に耕作面積や従事日数の要件を規定している。

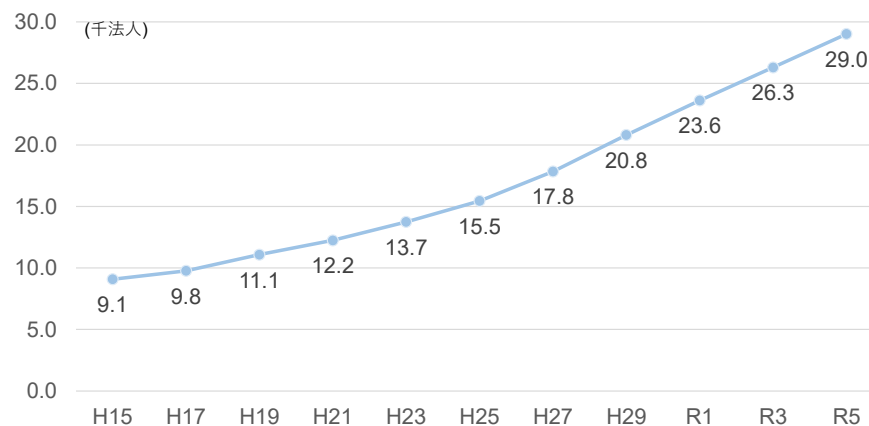
正組合員数(個人・法人別)

正組合員数は、法人では増加傾向にあるが、個人では減少傾向にある状況。
 (H15事業年度とR5事業年度を比較すると、法人は約3倍となっている一方で、個人は約25%減少している。)

○正組合員数(個人)



○正組合員数(法人)



資料:農林水産省「総合農協統計表」

(参考)法人経営体の推移

(単位:千法人)

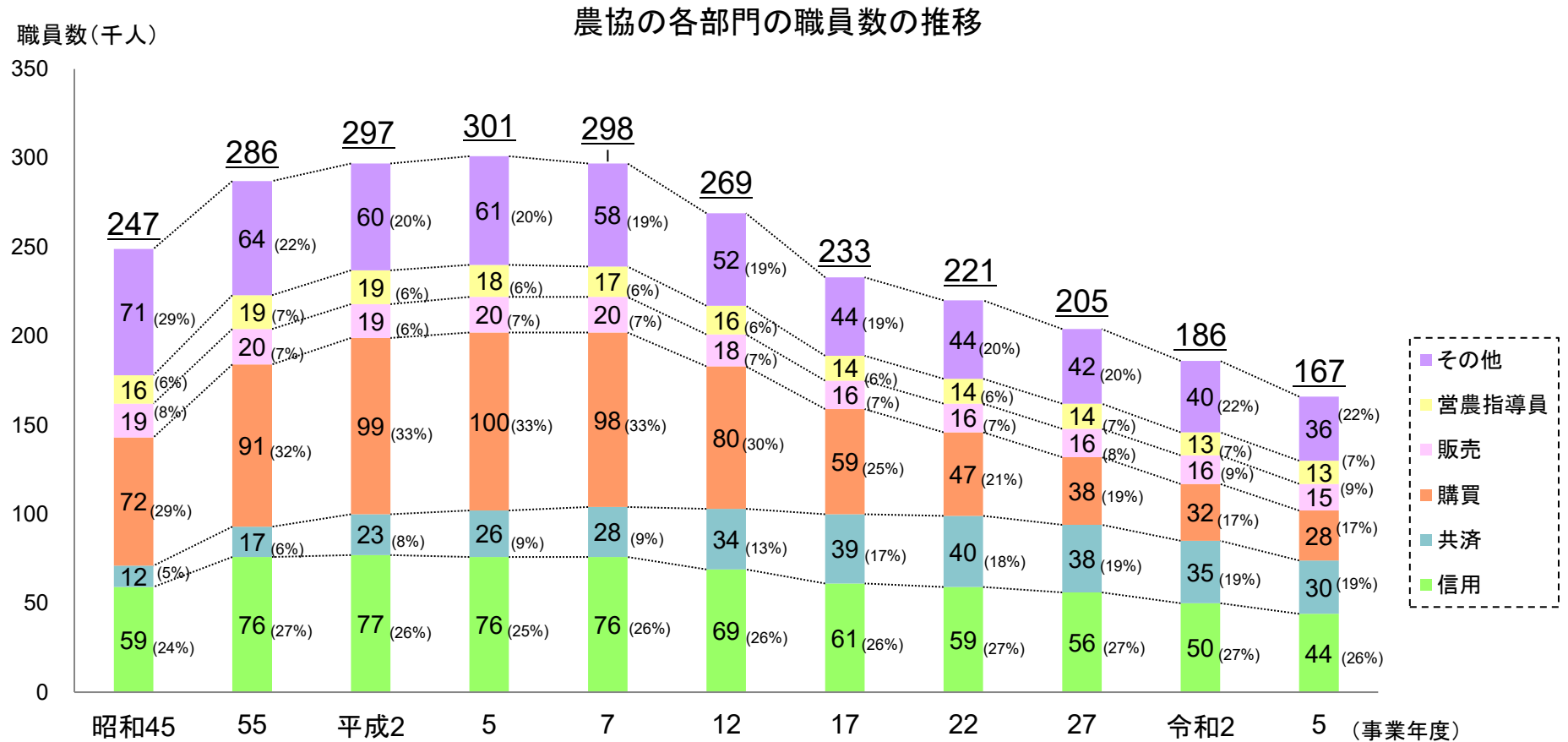
	H27	H29	R1	R3	R5
法人経営体	22.8	24.8	26.1	31.6	33.0

資料:農林水産省「農業構造動態調査」

注:「総合農協統計表」と「農業構造動態調査」は、調査時点が異なる。
 (総合農協統計表:各事業年度末時点、農業構造動態調査:各年2月1日時点)

農協の職員数の推移

- ピーク時の30万人（平成5年）から、現在は約17万人に減少。
- 信用・共済が約45%を占める一方、販売・営農指導は約16%程度。



注：農林水産省「総合農協統計表」

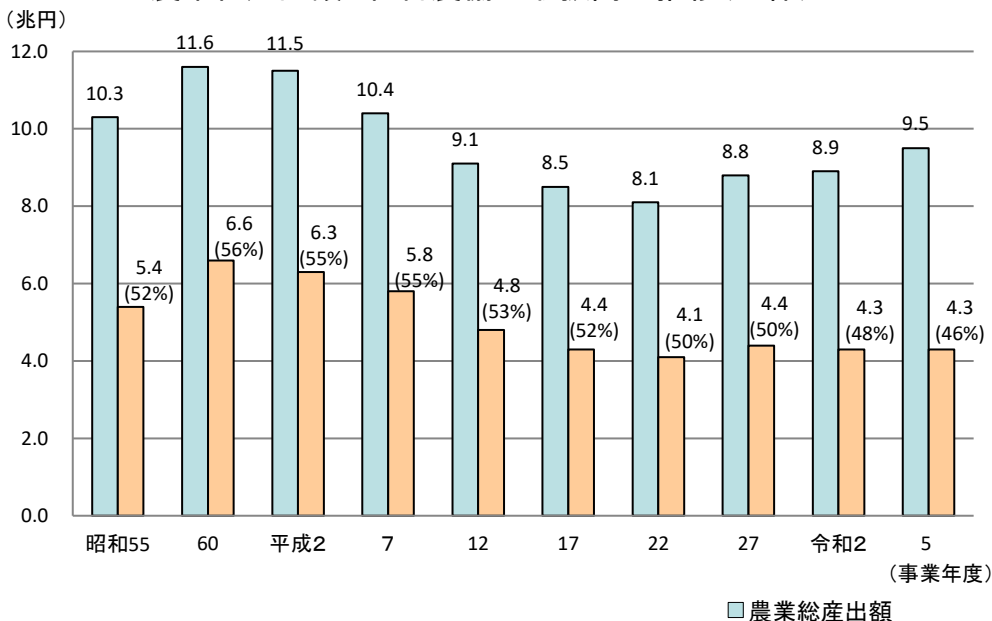
端数処理(単位未満)の都合上、合計値と一致しない場合がある。

農協の事業

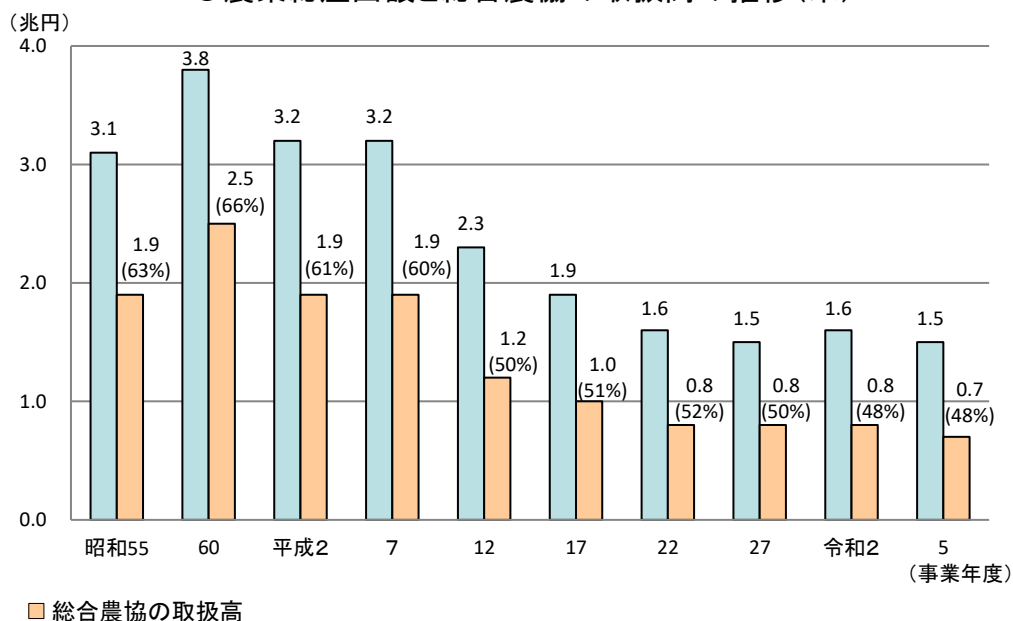
農畜産物販売事業

- 組合員が生産した米穀、青果物、畜産物等を販売する事業。農協は、組合員から農畜産物の販売を受託し、連合会への販売の再委託や、卸売市場(米穀の場合は卸売業者)を通じて販売。このほか、組合員からの買取りによる販売、実需者・消費者への直接販売や契約販売の取組も推進。
- 代金精算は、基本的に、同品質の農畜産物に対して一定期間内での平均価格で精算する「共同計算」で行われる。
- 農協の農畜産物販売事業の取扱高(全体)は昭和60事業年度の6.6兆円をピークに減少傾向。

○ 農業総産出額と総合農協の取扱高の推移(全体)



○ 農業総産出額と総合農協の取扱高の推移(米)



資料: 農林水産省「生産農業所得統計」、「総合農協統計表」

注1) 「農業総産出額」は、品目別生産量と品目別農家庭先価格を乗じたものの総和。

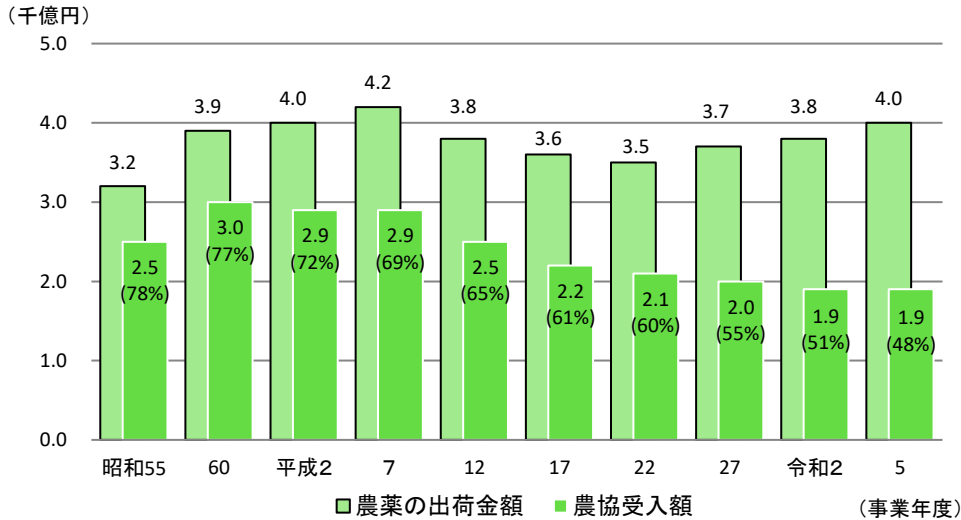
注2) 「総合農協の取扱高」は、「総合農協統計表」の「当期販売・取扱高」の値から「販売手数料」の値を除いたもの。

注3) ()内は、農業総産出額(億円)に対する総合農協の取扱高(同)の割合。

生産資材購買事業

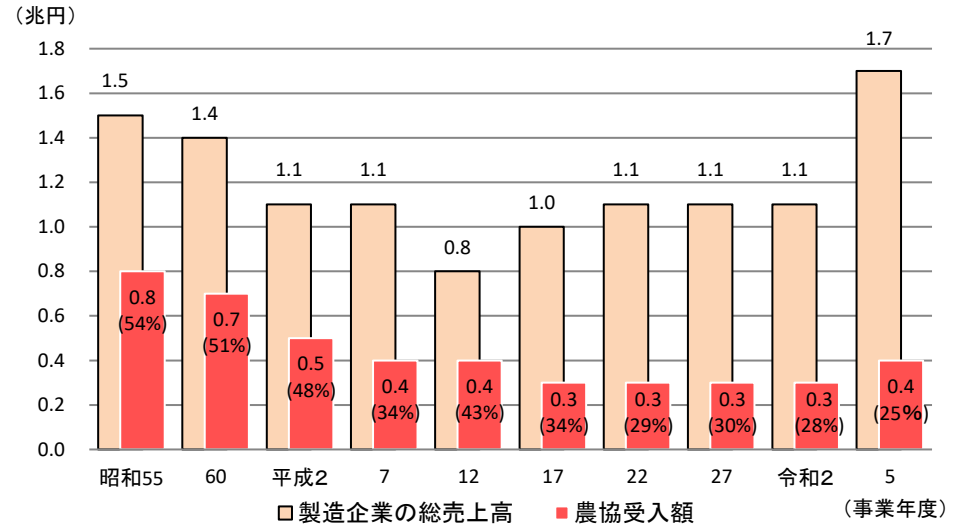
- 生産資材(肥料、農薬、飼料、農業機械等)を共同購入し、組合員に対し供給する事業。通常、農協が組合員から予約注文を受け、連合会がそれらの注文を集約し、生産資材のメーカーと価格交渉を実施。その後、農協が組合員へ生産資材を供給。
- 農協の生産資材購買事業の取扱高(全体)は昭和59事業年度の3.4兆円をピークに減少傾向。

○農薬の出荷金額と農協受入額の推移



資料: 農林水産省「総合農協統計表」、出荷金額は一般社団法人 日本植物防疫協会「農業要覧」。
 注1) 出荷金額は10月～翌年9月の累計。
 注2) ()内は農業の出荷金額(億円)に対する農協受入額(同)の割合。

○配合飼料製造企業の総売上高と農協受入額の推移



資料: 農林水産省「総合農協統計表」、製造企業の総売上高は公益社団法人 配合飼料供給安定機構等調べ。
 注) ()内は配合飼料の製造企業の総売上高(億円)に対する農協受入額(同)の割合。

○生産資材購買事業の農協取扱高の推移

事業年度	S55	59	H2	12	22	27	R2	5
取扱高	3.2	3.4	3.2	2.7	2.0	1.9	1.7	1.9

資料: 農林水産省「総合農協統計表」

(参考)JA全農・商社の会員資本・取扱高の比較(令和5事業年度)

	JA全農	三菱商事	三井物産	住友商事	伊藤忠商事	丸紅
会員資本(株主資本)	0.3	3.7	2.6	1.4	1.6	1.0
取扱高(収益)	5.0	2.2	3.7	0.5	4.3	1.8

資料: 各社有価証券報告書等

利用事業

- 農協がカントリーエレベーター、育苗センター、青果物集荷場、農産物直売所などの施設を設置し、組合員の共同利用に供する事業。
- 稼働率の低下により余剰施設となるケースがあり、地域内で有効活用していくことが課題。

施設	設置数
青果物集出荷施設	4,158
青果物貯蔵施設	1,864
ライスセンター	1,312
農産物直売施設	1,306
精米麦施設	1,120
共同育苗施設	1,236

資料：農林水産省「総合農協統計表」
(令和5事業年度)

加工事業

- 精米、漬物、食肉加工、乳業、製茶など組合員が生産した農産物を加工する事業。
- 加工事業を行っている農協は254農協。

加工事業	売上高(億円)
澱粉・芋加工	329
精米麦加工	105
製茶	73
畜肉加工	46

資料：農林水産省「総合農協統計表」
(令和5事業年度)

農業経営事業

- 農協直接又は出資法人による農業経営。

農協が直接農業経営

総合農協数	経営農地面積
81	293ha

資料：農林水産省「総合農協統計表」
(令和5事業年度)

農協が出資している農地所有適格法人による農業経営

法人数	経営農地面積
216	19,722ha

農地政策課調べ(令和6年1月1日現在)

生活物資購買事業

- LPガス、食料品などの組合員の生活に必要な物資を共同購入し、供給する事業。
- 食料品などを店舗(Aコープ)を通じて販売するのが一般的。

○ 生活物資購買事業の取扱高(全総合農協計)の推移

事業年度	昭和		平成						令和	
	55	60	2	7	12	17	22	27	2	5
取扱高(兆円)	1.5	1.9	2.0	1.9	1.5	1.1	1.0	0.7	0.5	0.5

資料:農林水産省「総合農協統計表」

老人の福祉の事業 その他生活関連事業

- 農協は、地域ボランティア活動(助けあい組織活動)や介護保険事業なども実施。

組織設置JA数	158
助けあい組織数	510
協力会員数(人)	19,730

資料:JA CARE NET(全中)(令和7年4月1日現在)

区分	実施JA数	事業所数
訪問介護(ホームヘルパー)	117	161
通所介護(デイサービス)	89	143
居宅介護支援(ケアマネージャー)	113	167
福祉用具関係	50	58
その他(ショートステイ等)	66	85
合計	435	614

資料:「指定事業所数」はJA CARE NET(全中)、
その他は全中調べ(令和7年4月1日現在)

信用事業

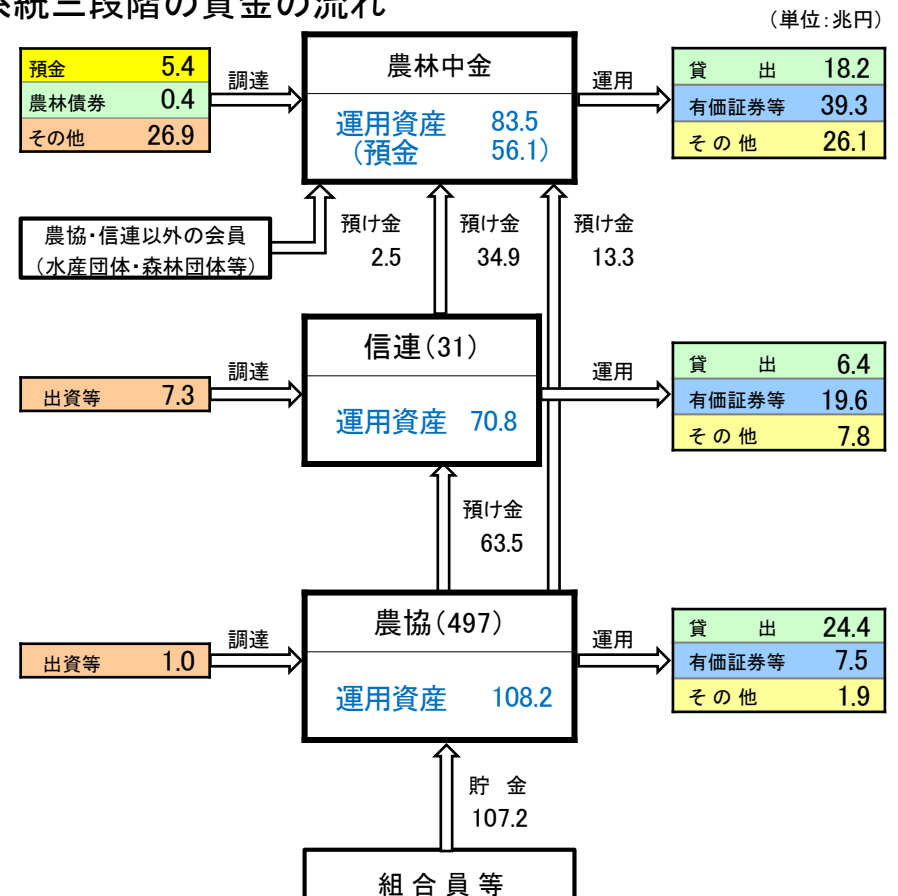
- ・ 貯金、定期積金の受入れ、営農・生活資金の貸付け、為替取引などの金融サービスを提供する事業。
- ・ 農協は、組合員への金融サービスの提供(窓口業務)。
- ・ 信連・農林中金は、農協から預かった資金を貸出しや有価証券で運用し還元。
- ・ 農林中金は、JAバンク法に基づき、JAバンクシステムの司令塔として、農協・信連に対し健全性確保等の観点から指導する権限を有する。

○預貯金残高(2024(令和6年度)年度末)

農協(全農協計)	107兆円
ゆうちょ銀行	190兆円
三菱UFJ銀行	202兆円
みずほ銀行	153兆円
三井住友銀行	159兆円

資料: 単体ベース、各行ディスクロージャー誌等

○農協系統三段階の資金の流れ



【出典】農林中金ディスクロージャー誌「JAグループ組織内の資金の流れ」及び信連B/S等
 (注)金額については、令和7年3月末現在。農協数はJAバンク会員(令和7年4月1日現在)

共済事業

- 共済事業とは、組合員の事業・生活に生じた事故による損失を救済する事業（生命総合共済、建物更生共済、自動車共済、農業者賠償責任共済 など）
- 農協と全共連の共同元受方式により事業を実施。
 - ・ 農協は、普及・推進、契約締結、支払査定事務等を行い、
 - ・ 全共連は、商品開発、責任準備金の積立・運用、共済金の支払等を行う。
 - ・ 共済金の支払責任は全共連が100%保有。

[生命]

○保有契約高・総資産（令和6年度）

	保有契約高	総資産
JA共済	74兆円	57兆円
日本生命	137兆円	81兆円
第一生命	78兆円	35兆円
住友生命	59兆円	36兆円
明治安田生命	58兆円	46兆円

資料：各社ディスクロージャー誌

（注1） JA共済の保有契約高は、生命総合共済のもの。

（注2） 生命保険各社の保有契約高は、当該保険会社単体の個人保険と個人年金保険の保有契約高の総額。

[損害]

○正味収入保険料（受入共済掛金）（令和6年度）

JA共済 （生命系を除く）	1兆86億円
東京海上日動 （東京海上ホールディングス）	2兆5,188億円
損保ジャパン （SOMPOホールディングス）	2兆2,299億円
三井住友海上 （MS&ADホールディングス）	1兆6,792億円
あいおいニッセイ同和 （MS&ADホールディングス）	1兆4,303億円

資料：各社ディスクロージャー誌

（注1） JA共済は、生命系を除く受入共済掛金から支払戻金、支払返戻金及び再保険料を損害保険各社と同様に控除したもの。

（注2） 損害保険各社は当該保険会社単体の正味収入保険料。

独禁法の農協への適用除外について

○ 独禁法上「協同組合」の行為の一部は独禁法適用除外となっており、農協も、この「協同組合」として取り扱われている。欧米においても、同様の取扱いが多い。

適用除外となる行為

○ 組合としての共同行為(合法)

【容認される行為の例】

- ・ 組合員の生産した農産物を農協が集荷し、まとめて販売
- ・ 組合員が必要とする生産資材を、農協が注文を取りまとめ共同購入
- ・ 組合員の委託を受けて、農協が行う乳業メーカーとの価格交渉

公正取引委員会は、平成23年4月、

- ① 農業者は依然として大企業に伍して競争し又は大企業と対等に取引を行うことのできる状況にはない
- ② 農業者や単位組合は農畜産物販売及び生産資材購入について自らの判断で取引先を選択できる
- ③ 適用除外制度があるために規制できない農業協同組合等の問題行為は特段認められなかった
ことを理由として連合会を含め農協等の適用除外制度を直ちに廃止する必要はないとの結論。

適用となる行為

○ 不公正な取引方法を用いる場合

【違反となる事例】

- ・ 組合員に対し、農産物の農協への出荷や肥料・農薬の農協からの買取りを強制
- ・ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり、農協からの購入を条件

○ 農協が、組合としてでなく事業者としての立場で、他の事業者や農協と共同して、価格や数量の制限等を行う場合

【違反となる事例】

- ・ 農協と他の金融機関が共同して学費の納付に係る口座振替手数料を徴収することに合意し、実行
- ・ 複数の農協が共同して米販売手数料の定額化を決定

農協・連合会の不公正な取引等については、公正取引委員会と農水省が連携して厳しく対処
〔公正取引委員会は、平成28年4月に農業分野の情報を受け付けるための窓口を設置〕

地区重複農協の設立について

- 農協の設立は、農協法において行政庁の認可が必要。
- かつては、地区が重なるような場合には、総合農協(信用事業を行う農協)の設立や地区拡大の定款変更を認可しない運用。
- 平成13年の農協法改正を機にこのような運用は改められ、総合農協であるか否かに関わらず地区の重複する農協の設立等ができるようになっており、申請されたものは全て認可。
- なお、平成13年の農協法改正に当たり、行政庁が認可する際の手続として義務付けられた、関係農協中央会や市町村への事前協議も平成25年の法律改正(注)により廃止。

農協の地区重複に係る認可状況 (H14.1~R7.3.31)

	認可	不認可
新設認可	21	0
地区拡大認可	120	0
計	141	0

(注)

- ・認可対象組合数は延数(同一組合が複数回認可申請を行うことがある)である。
- ・うち平成25年6月14日の農協中央会等への事前協議廃止後、令和7年3月31日までに50件認可されている。

現在の農協の設立・定款変更の不認可理由

○農業協同組合法(昭和22年法律第132号)

- 第六十条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、その申請に係る同項の認可をしなければならない。
- 一 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。
 - 二 事業を行うために必要な経営的基礎を欠くことその他その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

(注)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)

農協の部門別損益等について

○ 農協は、農産物の販売等の経済事業を適切に行い、組合員の農業所得を向上させていくことが最大の使命。

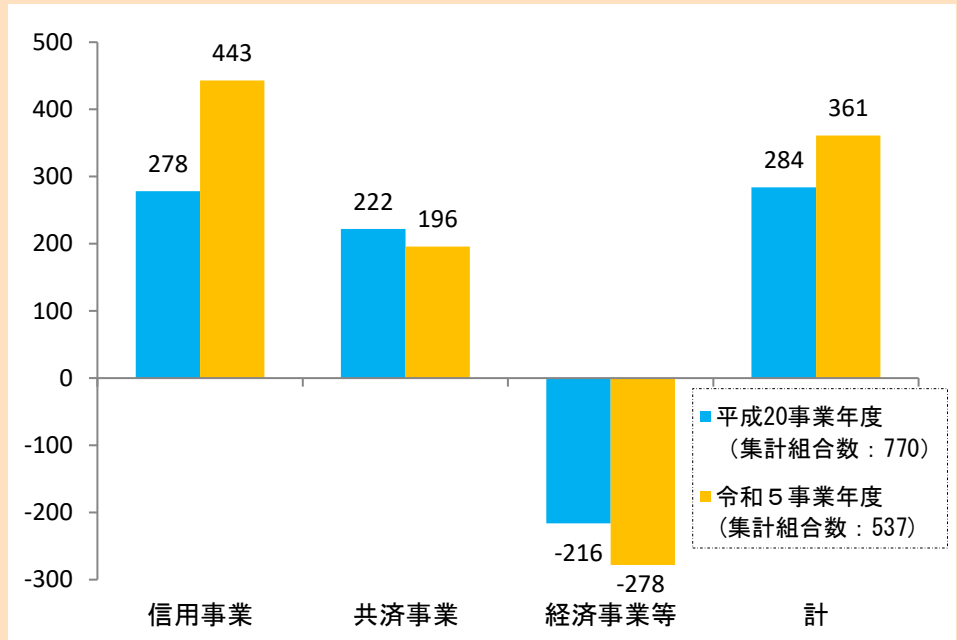
- ・ 多くの農協は経済事業が赤字である一方、信用・共済事業が黒字。
- ・ ただし、経済事業等(営農指導事業を含む。)も黒字の農協の数は、全国では全体の約3割、北海道では約8割を占めるなど、地域や農協ごとに状況は大きく異なる。

○ 経済事業は、法規制になじまないが、農林水産省としては、農協が経済事業の改善に向けた努力を怠らないよう、行政の農協に対する監督指針において

- ・ 販売力の強化など農業経営支援機能の強化
- ・ 経済事業の赤字額の段階的な縮減
を強く指導してきたところ

農協の部門別損益(1組合当たり)

(百万円)



注: 税引前当期利益を使用

各部門別損益の黒字農協と赤字農協の数

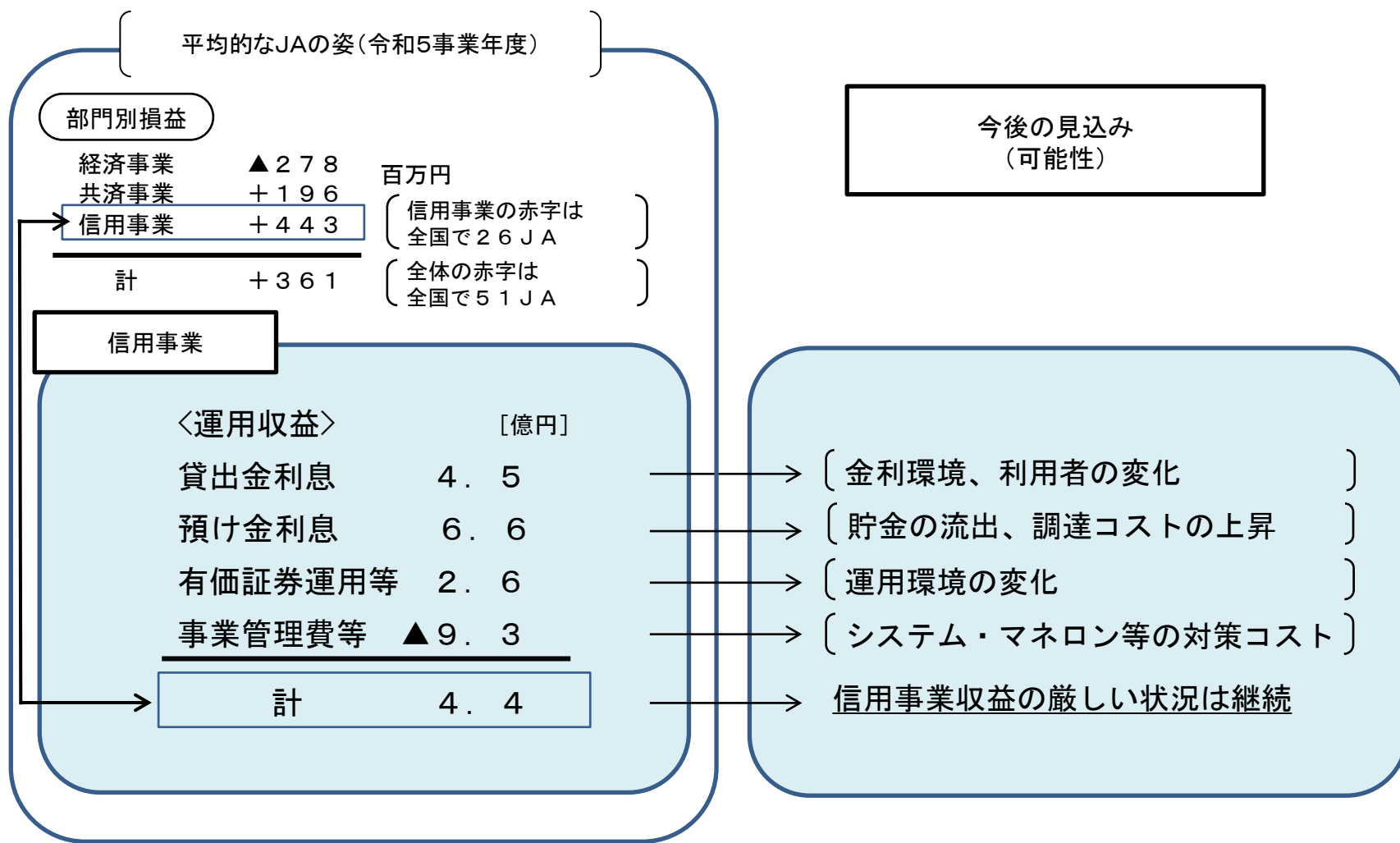
(令和5事業年度)

		信用	共済	経済	全体損益
全 国	黒字	511	521	136	486
	赤字	26	15	401	51
北海道	黒字	95	98	74	94
	赤字	3	0	24	4

※共済事業を実施していない1農協を含む。

注: 農林水産省調べ

JA信用事業の平均的な姿と今後の見込み(可能性)



大銀行を含めて金融は極めて難しい時代に突入しているところ
(金利環境の変化、ネット銀行の進展、金融機関再編など)

出典:農林水産省「総合農協統計表」、農林水産省調べ

農協改革の経緯

経済事業

平成12年
農協システムの事業・組織に関する検討会

- 販売力を、産地ブランドの確立、産地消の推進等により強化
- 資材価格引下げのため、農協系統全体として最も効率的な生産資材供給システムを確立

平成15年
農協のあり方についての研究会

- JAは、経済事業の自立を目指し、全農はJAの補完に徹する
- JAは、消費者・実需者への直接販売を拡大
- 物流拠点の集約、担い手にメリットのある価格体系の明示等により生産資材コストを削減

平成17年
経済事業のあり方についての検討方向について(中間論点整理)

- 担い手への大口割引の更なる拡大や配送拠点からの農家直送を一層促進し、そのコスト低減効果を価格に反映すべき
- 全農は、低価格資材の一層の普及、低コスト支援農機の普及啓発や計画的注文による割引制度の利活用を促進を図るべき

平成27年
農協法改正

- 農協は、農業所得の増大に最大限配慮することを法に明記
農協は、的確な事業活動で高い収益性を実現し、組合員への還元(事業利用分量配当)と将来への投資に充てることを法に明記
- 農業者にメリットで選ばれる農協となるため、農協は農業者に事業利用を強制してはならないことを法に明記
- 理事の過半は、原則として、認定農業者・販売のプロ等にする
青年・女性等も積極的に登用
- 一定規模以上の信用事業を行う農協等に公認会計士監査を義務付け

信用事業

住専問題(H7) → 14年からのペイオフ解禁決定(与党3党合意)(H11)

平成8年
金融健全性確保法
農協改革2法

通達・行政指導
中心の監督行政

- 農林中金と都道府県信連との統合を可能とする制度の導入(H9~)
- 外部監査の義務化 (H10~)
- 監督官庁による早期是正措置の導入(H10~)
- ・ 自己資本基準(BIS基準)による経営の健全性判断

平成13年
農協改革2法

ペイオフ解禁(H14~)

- JAバンク法制定 (H14~)
- ・ 農協・信連・農林中金が全体として「ひとつの金融機関」として機能する仕組みの構築
- ・ 農林中金による農協信用事業の指導
- ・ ペイオフ前に相当数の問題農協を合併等により処理

- 農林中金とメガバンクとの業務提携
- 〔みずほ(H16) 三菱UFJ(H17)〕

【~平成26年】

- ・ 組織のスリム化
- 694農協(H26.10)(平成7年比▲72%)
- 農林中金と12県信連の統合(H14から順次)
- 全共連と47都道府県共済連の一斉統合(H12)
- 全農と36経済連の統合(H10から順次)

- ・ 銀行・信用金庫等と同レベルの規制
- ・ 我が国金融システムの一員として銀行等と連携しながら事業展開

共済事業

平成16年
農協法改正

通達・行政指導
中心の監督行政

- 保険会社と同レベルの規制を農協法に明記(H17~)
- ・ ディスクロージャーの義務化・罰則導入
- ・ 顧客への重要事項説明などの義務化
- ・ 共済金等支払能力の基準(ソルベンシー・マージン比率)による経営の健全性判断
- ・ 監督官庁による早期是正措置の導入

【~平成26年】

- ・ 共済金支払に全共連が全責任を負う方式で事業展開
- 〔共済金支払負担割合〕
- 全共連:100:農協0

- ・ 保険会社と同レベルの規制
- ※ 共済契約の契約ルールについての法律の整備
- 〔保険契約と共済契約を対等に位置付け共済契約についても保険法を適用。(H22~)〕

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法改正の内容

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
 - **理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロ**とすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
 - **農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元**に充てることを規定する【経営目的の明確化】
 - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
 - 地域農協の**選択により**、組織の一部を**株式会社や生協等に組織変更**できる規定を置く

法改正の内容

全国中央会

- 特別認可法人から、**一般社団法人に移行する**
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

都道府県中央会

- 特別認可法人から、**農協連合会**（自律的な組織）に**移行する**

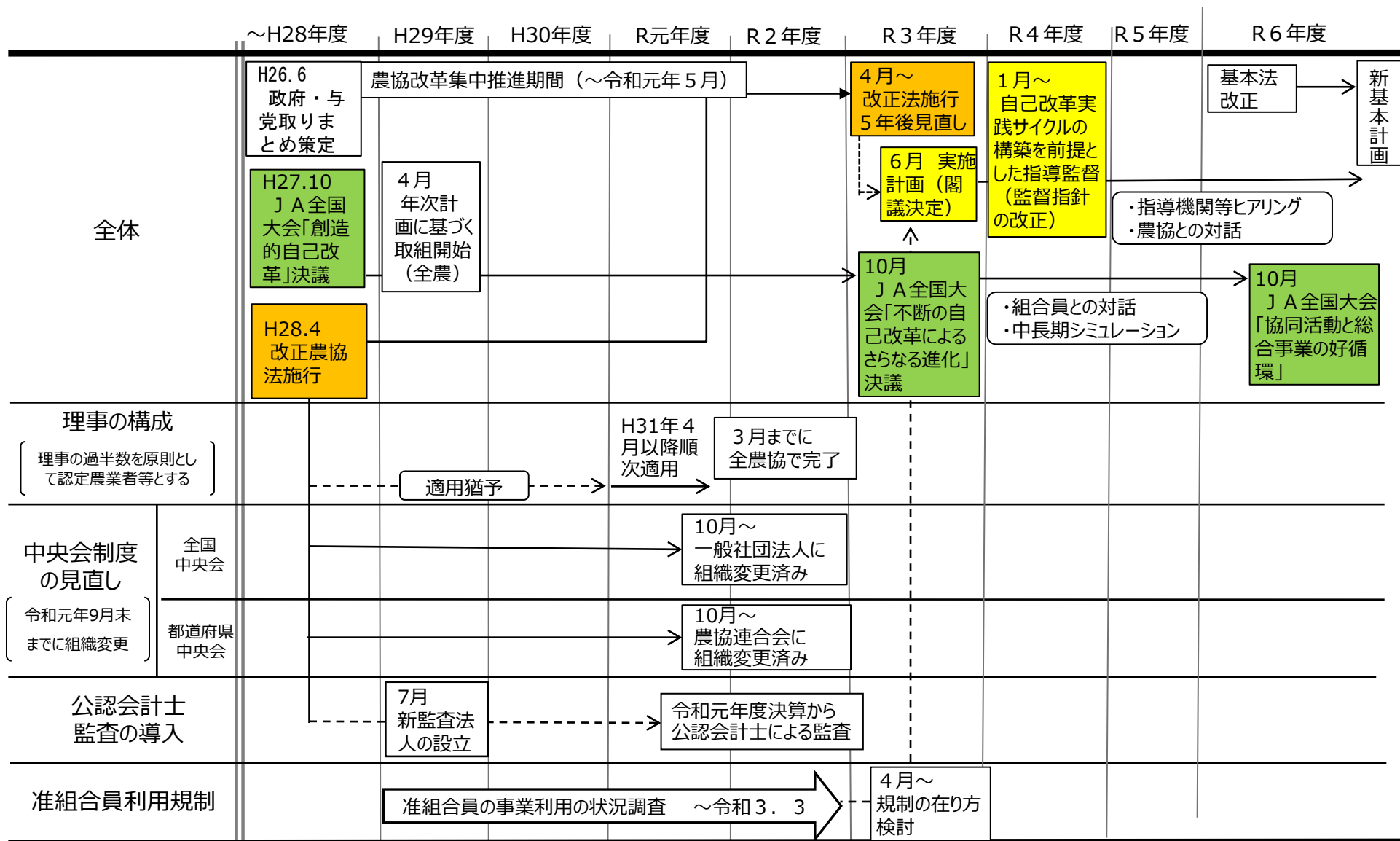
全農

- その**選択により**、**株式会社に組織変更**できる規定を置く

連合会

- 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する

農協改革の推移(H26年度以降)



自己改革実践サイクルの構築

- JAグループにおいて、自己改革を不断に進め、農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化し、信用事業をはじめ取り巻く環境が厳しさを増す中、地域農業を支える農協経営の持続性の確保を図っていく必要。
- 改正農協法の施行後5年を経過し令和3年6月に閣議決定された規制改革実施計画も踏まえ、農協の自己改革実践サイクルを前提に、農林水産省(都道府県)が指導・監督する仕組みを構築するため監督指針等を改正。その運用等を通じ、JAグループの農業者の所得向上のための自己改革を後押し。

規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

(10) 農協改革の着実な推進

<規制改革の内容>

a 農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省(都道府県)が指導・監督等を行う仕組みを構築する。

① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。

(i) 自己改革を実践するための具体的な方針(信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の目標を質の高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める)

(ii) 中長期の収支見通しについてのシミュレーション(農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもちろん、全ての事業について将来の見通しを作成する)

(iii) 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針(准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立って判断するものとして定める)

② 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的アクションを実行する。

③ 農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。

④ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。

b 農林水産省は、全国組織において、農協がaの①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の横展開等を図るとともに、自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。

c 農林水産省は、aの①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、毎年、自己改革の実績等について報告を求め、進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自律的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保等の観点から、農協改革の原点に立って、必要な措置を検討・実施する。

<実施時期>

令和3年度以降順次措置

自己改革実践サイクルの構築②

○ 農協において、組合員との対話を通じて農業者の所得向上に向けた自己改革を実践していくため、以下の「自己改革実践サイクル」が構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が指導・監督等を行う仕組みを構築。

組合員の意見を踏まえた 3つの方針等・計画等 の決定(反映)

・組合員との徹底的な対話を行い、次の方針等を策定。

○ 3つの方針等

- ① 自己改革を実践するための具体的な方針
- ② 中長期の収支シミュレーション
- ③ 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針

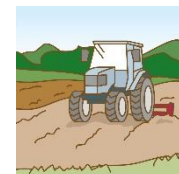
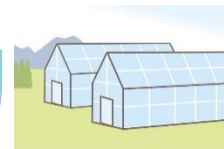
○ 農業及び関連産業向けの投融資活動等についての目標、個別計画

➡ 総会議決(正組合員による議決)



自己改革、収支改善等の実践

・当該方針等で定めた取組内容を、事業計画等に反映し実践。



自己改革実践 サイクルの構築

組合員の意見を 踏まえ検討(改善)

・実績等の説明によって得られた組合員の評価と意向を踏まえ、次期の事業計画等や方針の修正等を行う。



自己改革の進捗・分析と 組合員への説明

・実践した取組ごとに、実績や取組状況等について、方針等と比較・分析し、組合員に丁寧に説明。

行政庁

・自己改革の取組の進捗状況等を把握。
・自律的な自己改革の継続及び強化の観点から、農協改革の原点に立って必要な助言や指導等を行う。

參考資料

農協・連合会に対して独禁法の法的措置及び警告等が行われた事案(平成10年以降)

	農協等名	区分	事案の概要
令和4年6月15日	農業団体A	注意	農業団体Aは、自らが運営する市場に商品を出荷する地域外の出荷者に対し、地域内の出荷者の利益を優先するため、競り売りの順番を最後としたり、出荷数を制限したりするなど、差別的な取扱いを実施
令和元年7月3日	あきた北農協	警告	農協が指定する業者以外への出荷がないことを条件として、組合員から販売を受託 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】)
平成30年2月23日	大分県農協	排除措置命令	農協以外にねぎを出荷したことを理由に部会を除名された組合員に対し、農協を通じて出荷するねぎについても、農協が有する銘柄名や集出荷施設の利用を禁止 (独禁法19条:不公正な取引方法【差別取扱い】)
平成29年10月6日	阿寒農協	注意	農協への出荷の有無にかかわらず、組合員に対する販売割による賦課金の徴収及び販売手数料の引下げを決定 (独禁法19条:不公正な取引方法【優越的地位の濫用】)
平成29年3月29日	土佐あき農協	排除措置命令	農協以外になすを出荷することを制限する条件を付けて、組合員からなすの販売を受託 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】)
平成27年1月16日	福井県経済連	排除措置命令	施設整備の入札において、落札企業や入札価格を事前に決定 (独禁法3条:私的独占)
平成26年9月11日	山形県内5農協	警告	5農協が共同して、米販売手数料を、一定額を目安として定額化することを決定 (独禁法3条:不当な取引制限)
	山形県中央会	注意	5農協に対し、具体的な金額を示して米販売手数料の定額化の検討を指導
平成21年12月10日	大分大山町農協	排除措置命令	農協の直売所の出荷者に対し、他の事業者が運営する直売所へ農産物を出荷しないよう要請 (独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】)
平成18年7月21日	士幌町農協	警告	農協から貸付を受ける場合に、生産資材を購入することを要請等 (独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】)
平成18年7月14日	京都農協	警告	農協の共同利用施設を利用する際に、生産資材の購入や米の出荷を要請 (独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】)
平成17年3月1日	八代地域農協	警告	生産者が農協から補助事業を受ける際に、生産資材の購入や農産物の出荷を要請 (独禁法19条:不公正な取引【排他条件付取引】)
平成16年7月27日	香川県信連・香川県農協	勧告審決	農協が他の金融機関と共同して、学費システムに係る口座振替手数料を決定 (独禁法3条:不当な取引制限)
平成12年2月25日	全農	警告	一部の農薬について原価を大幅に下回る価格で販売 (独禁法19条:不公正な取引方法【不当廉売】)
平成11年3月9日	鳥取中央農協	勧告審決	農協と競合する生産資材販売業者に対し、直接、生産者へ販売しないこと等を要請 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】)
平成11年2月12日	宮崎中央農協	警告	農協と競合する生産資材販売業者に対し、直接、生産者へ販売しないこと等を要請 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】)

<平成26年6月>農協・農業委員会等に関する改革の推進について(与党とりまとめ)①

農協改革の目的は、農業・農村の発展

- ・ 農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とすることが必須
- ・ また、高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが適切に提供できるようにすることも必要
- ・ 農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点を踏まえ、これを徹底することが重要
- ・ また、農協批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要

1 単位農協のあり方

- (1) 単位農協は、農産物の有利販売(それと結びついた営農指導)と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。
- 全農・経済連の協力も得て、単位農協が「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。
 - 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して(価格及び品質)、最も有利なところから調達する。
 - 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。
その際、単位農協の組合員等に対して金融を含めた総合的なサービスを提供できるようにし、また、単位農協の経営が成り立つように十分配慮する必要がある。

- ・ このため、既にJAバンク法に規定されている方式(単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い、単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を置いた上、農林中金・信連から単位農協に相応の手数料等を支払う方式)の活用を積極的に進めることとし、農林中金・信連は、農協の判断に資するよう、この場合の手数料等の水準を早急に示すものとする。
- ・ 単位農協の共済事業は、全共連との共同元受となっており、リスクは全共連のみが負っているが、全共連は、単位農協の共済事業の事務負担を軽くするような改善策を早急に示すものとする。

- 単位農協の理事については、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行えるようにするため、その過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとするとともに、理事の交替に際しても、経営を継続的に発展させていけるよう十分留意する。
また、女性・青年役員を積極的に登用する。

- (2) 各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要がある。
- 各単位農協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確にする。

- 連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。
ただし、預金保護に関連する信用事業については、健全性の確保が極めて重要であり、JAバンク法に基づき農林中金が単位農協に対して的確な指導を行う。

(3) 単位農協の事業の対象者(担い手農業者・兼業農家・地域住民)が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、事業の内容・対象者に応じて、子会社の活用など、適切な組織形態を選択できるようにすることも必要である。

その際、単位農協が實際上地域のインフラとしての側面を持っており、組合員でない地域住民に対してもサービスを提供していく必要が生じているが、一方で農業者の協同組織という農協法制の下では員外利用規制は本質的なものであり、対応に限界があることに配慮する必要がある。

○ 必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。

○ このことを前提に、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。

2 連合会・中央会のあり方

連合会・中央会は、1を前提に、単位農協を適切にサポートする観点で、そのあり方を見直す必要がある。

(1) 連合会・中央会の単位農協に対する関わり方や業務内容は、次のとおりとする。

- 全農・経済連は、
 - ・ 単位農協の農産物の有利販売に資するため、大口実需者との安定取引関係を構築するとともに、単位農協が全農・経済連を通して販売するかどうかは単位農協の選択に委ねる。
 - ・ 取り扱う生産資材は競争力のあるものに特化するとともに、単位農協が全農・経済連から仕入れるかどうかは、単位農協の選択に委ねる。

- ・ その他、農業・食品産業の発展(特に農業・農村の所得倍増)に資する経済活動(投資活動を含む)を、経済界と連携して積極的に実施する。

特に全農は、農業所得向上のための事業戦略を明確に立てて実行することとし、その際、農林中金の資金協力を得るものとする。

- 農林中金・信連・全共連は、
 - ・ 単位農協の金融事業の負担を軽くする事業方式を提供することとし、特に農林中金・信連は、単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単位農協に支払う手数料等の水準(単位農協が自ら信用事業をやる場合の収益を考慮して設定すること)を早急に示す。
 - ・ 豊富な資金を農業・食品産業の発展(特に農業・農村の所得倍増)に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用する。

- 厚生連は、組合員でない者を含めて地域に必要な医療サービスを安定的に提供する。
その際、あくまで民間組織であるので、公的医療機関としての機能を発揮する上で必要な場合には地方公共団体等から適切な支援を受けるものとする。

- 中央会は、農協経営が危機的状態に陥ったことを背景に、昭和29年に農協の経営指導により農協組織を再建するために導入されたものであるが、中央会発足時に1万を超えていた単位農協が700程度に減少し、1県1JAも増加していること、JAバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されていること、中央会自らは経済活動を行っていないこと等を踏まえ、単位農協の自由な経営展開を尊重しつつ、優良事例の横展開や農業者・単位農協の意思の集約、農協間の連絡・調整、行政との連絡など今後の役割を明確にしていく必要がある。

(2)(1)を踏まえて、連合会・中央会の組織のあり方を見直す。

- 全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に(農協法に基づく員外利用規制、事業範囲の制約を受けないで)行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする。その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査して問題がない場合には、株式会社化を前向きに検討するものとする。
- 厚生連は、公的医療機関として地域に必要な医療サービスを提供する上で員外利用規制がネックとなる場合には、この規制がなく非課税措置を継続できる社会医療法人に転換することを可能とする。
- 農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。
- 農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。
 - ① 農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化をふまえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。
 - ② 新たな制度は、新農政の実現に向け、単位農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織のあり方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。

3 行政における農協の取扱い

農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。

- 行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う。
- 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。

なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス(申請書記載代行等)は、行政代行とは別ものである。

4 その他

5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以上の考え方に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。
政府は、以上の改革が進められるよう法整備を行うものとする。